

令和8年度 林業担い手育成総合対策事業に係る補助基本額等

1 林業就労条件の改善（安全装備等導入）

(1) 補助基本額

補助対象装備等	補助基本額（税抜）	備 考
チェーンソー作業用防護衣	26,000	(注) 補助金額は、左記の補助基本額又は実行経費のうち、低い額の1/2以内とする。
チェーンソー作業用防護靴	42,000	
刈払機作業用防護具	14,000	
防振・耐切創手袋	4,000	
防音ヘルメット	37,000	
蜂アレルギー検査	6,000	
蜂刺され対策用アドレナリン自己注射器	9,000	
防蜂網	4,000	
防蜂手袋	4,000	
保護眼鏡	4,000	
蜂毒吸い出し器	3,000	
熱中症予防用品(空調服等のみ)	12,000	
熱中症予防用品 (空調服のファン及びバッテリーのみ)	14,000	
熱中症予防用品(熱中症指数計)	28,000	
熱中症予防用品(着用できる冷温装置)	15,000	
防寒用品（電熱ベストのみ）	12,000	
防寒用品（電熱ベストのバッテリー等のみ）	11,000	
救急セット	3,000	
マダニ除去器具	4,000	
熊鈴	5,000	
<u>熊撃退スプレー</u>	<u>10,500</u>	

(2) 留意事項

ア 補助金額は、上表の補助基本額又は実行経費のうち、低い額の1/2以内とする。

イ 自社購買品を導入する場合は、仕入れ価格を実行経費とする。

ウ 蜂アレルギー検査（医師の診察経費）など、事業計画承認申請書に見積書等を添付することが困難な場合には補助基本額をもって補助金の配分・内示を行い、補助金交付申請書に請求書等を添付させる。

エ 前年度に助成を受けた装備等でも、損傷が著しく、使用上の問題がある場合には助成対象とする。

オ 熊撃退スプレーは、1 事業体につき作業班数を上限とする。

2 林業就労条件の改善（退職金共済制度）

（1）留意事項

ア 一般社団法人木材産業退職金共済（「木退共」）の補助対象は月掛金額8, 0 0 0 円以上を対象とする。

3 林業就労条件の改善（林業労働強度の低減等）

補助対象装備等	補助基本額（税抜）	考
集材用繊維ロープ	1, 1 0 0 円/m	（注）補助金額は、左記の補助基本額又は実行経費のうち、低い額の1／2以内とする。
玉掛けワイヤー荷外し作業用具	2 8 5, 0 0 0 円/台	
同時通話通信機	1 0 6, 0 0 0 円/台	
作業員呼び出し装置	1 6 0, 0 0 0 円/台	

（1）留意事項

ア 補助金額は、上表の補助基本額又は実行経費のうち、低い額の1／2以内とする。

イ 自社購買品を導入する場合は、仕入れ価格を実行経費とする。

ウ 集材用繊維ロープは1 0 0 mを上限とする。